

3 総防管第 3 0 9 1 号
令和 3 年 1 1 月 2 9 日

関係各位

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

「都における今後のコロナ対策の基本的な考え方」及び
「基本的対策徹底期間における対応」について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

先般、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、医療逼迫状況に重点を置いた「新たなレベル分類の考え方」が提言され、これを受け、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

都は、これらの提言や基本的対処方針を踏まえ、令和 3 年 1 1 月 2 5 日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、都としてのレベル移行の目安や今後の対策等について、「都における今後のコロナ対策の基本的な考え方」を決定いたしました。(資料 1)

また、「基本的対策徹底期間における対応」を決定いたしました。期間は、1 2 月 1 日から、都が「レベル 1」の状況にある間とします。(資料 2)

「基本的対策徹底期間における対応」の概要は、①都民向けの協力依頼（「三つの密」の回避をはじめとする基本的な感染防止策徹底の協力依頼等）、②事業者向けの協力依頼等（認証を受けた飲食店等については、同一グループの同一テーブルへの入店案内を 8 人以内とすることについての協力を依頼、9 人以上とする場合は「TOKYO ワクション」等の活用を推奨等※）、③イベントの開催制限（人数上限や収容率等の規模要件に沿った開催要請、感染防止安全計画の策定による規模要件の緩和等）等です。

※認証を受けた飲食店等の人数制限については、令和 4 年 1 月 1 6 日までとします。

また、令和 3 年 1 1 月 1 9 日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、変更された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されましたので、お知らせいたします。(資料 3)

なお、「基本的対策徹底期間における対応」に変更がある場合は、改めてお知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

なお、都は、皆様からの問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料１・・・令和３年１１月２５日「都における今後のコロナ対策の基本的な考え方」

資料２・・・令和３年１１月２５日「基本的対策徹底期間における対応」

資料３・・・令和３年１１月１９日付け事務連絡

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

資料４・・・「年末年始の会食等実施にあたってのお願い」

資料５・・・「TOKYOワクション」チラシ（２種類）

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和３年１１月１９日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119.pdf

令和３年１１月１９日付け事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について」

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku.pdf

※以上の他、「東京都緊急事態措置等に関する資料送付の方法について」を同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしくお願いいたします。

都における今後のコロナ対策の基本的な考え方

- ✓ 今後懸念される「第6波」への備えを着実に推進
- ✓ 医療提供体制の拡充や感染防止対策の強化を「先手先手」で実施
- ✓ 社会経済活動の再生・回復に繋がっていくため、万全な医療提供体制の整備と基本的感染防止対策の徹底を図る

都のレベル移行の目安

レベル分類	病床の状況	新規陽性者数 <small>※7日間平均</small>
レベル1 (維持すべき)	現在の状況	
レベル2 (警戒を強化)	3週間後の病床使用率が、 確保病床数 (6,891床) の約20%に到達	500人を目安
レベル2.5 (都独自)	—	700人を目安
レベル3 (対策を強化)	3週間後に必要とされる病床が 確保病床数 (6,891床) に到達、 又は 病床使用率や重症用病床 (503床) 使用率が50%超	3週間後に左記の水準に 到達する新規陽性者数
レベル4 (避けたい)	確保病床数を超えた数の入院が必要	

レベル分類に応じた医療提供体制の確保

レベル分類	医療提供体制の強化			
	病床 (重症病床)	臨時の医療施設等		宿泊療養施設
		入院待機ST	酸素・医療提供ST	
レベル1 (維持すべき)	4,000床 (300床) 病床確保レベル1	休止	110床	1,750室
レベル2 (警戒を強化)	5,000床 (350床) 病床確保レベル2	20床	330床	3,070室
レベル2.5 (都独自)	6,891床 (503床) 病床確保レベル3	46床	720床	7,900室
レベル3 (対策を強化)				
レベル4 (避けたい)	更なる増床 を国と調整	更なる施設数を確保しつつ、有症状、重症化リスクありの患者の受け入れを行っていく段階		

レベルに応じた行動制限等の考え方

レベル分類	考え方
レベル1 (維持すべき)	基本的感染防止策の徹底を呼びかけながら、 可能な限り社会経済活動を推進
レベル2 (警戒を強化)	医療逼迫の状況を注視し、可能な限り社会経済活動を継続する とともに、感染拡大の警戒を呼びかけ
レベル2.5 (都独自)	さらに、感染拡大傾向が継続し、医療逼迫が懸念される場合は、 先手を打って都民・事業者への強い呼びかけや要請等を実施
レベル3 (対策を強化)	都民・事業者へのより強い呼びかけ及び行動制限を実施し、 社会経済活動を一定程度制限
レベル4 (避けたい)	最も厳格な行動制限を実施し、早期に社会経済活動の再開を目指す

レベルごとに想定される措置等の例〈飲食店・都立施設・都立学校〉

レベル分類	飲食店（認証店の場合）	都立施設	都立学校
レベル1 （維持すべき）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的感染防止対策の徹底 ・ 人数制限の協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徹底した感染防止対策を実施の上で開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を徹底した上で教育活動を実施
レベル2 （警戒を強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数制限の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数制限の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染リスクが特に高い教育活動を停止
レベル2.5 （都独自）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時短要請 ・ 人数制限の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部施設の休館を検討,実施 ・ 更に厳しい人数制限を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分散登校やオンライン学習などを開始
レベル3 （対策を強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時短要請 ・ 酒類提供停止 ・ 人数制限の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則休館 ・ 都立公園売店での酒類提供の停止等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分散登校やオンライン学習などを積極的に活用 ・ 感染リスクの高い教育活動を停止
レベル4 （避けたい）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業要請等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て休館 ・ 都立公園は対策を更に強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン学習等を強化

※各レベルの具体的な措置等については、感染状況等に応じて、専門家の意見も踏まえ、決定

基本的対処方針に基づくイベント等への対応

区域	施設規模				
	大声有・無	5千人以下	5千人超～1万人以下	1万人超～2万人	2万人超
その他 地域	なし	100%	5千人	50%	
			感染防止安全計画策定で収容定員まで可		
	あり	50%			
重点措置 地域	なし	100%	5千人	50%	
			感染防止安全計画策定で収容定員まで可	計画策定で 上限2万人 (VTP※で上限無し)	
	あり	50%		5千人	
緊急事態措置 地域	なし	100%	5千人	50%	
			感染防止安全計画策定 で収容定員まで可	感染防止安全計画策定で上限1万人 (VTP※で上限無し)	
	あり	50%		5千人	

※VTP（ワクチン・検査パッケージ）で人数制限なし

レベルに応じて想定される対応の例〈経済対策等〉

レベル分類	感染拡大防止の徹底	事業継続の下支え	経済活動の再開支援	事業継続のサポート
レベル1 (維持すべき)	<p>事業者の感染対策の後押し ガイドラインに沿った対策の支援</p> <p>人流の抑制 テレワークの定着に向けた支援</p>	<p>資金繰り等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資面から支援 ・原油高への対応 	<p>観光産業の回復への支援 感染防止対策を徹底した観光の後押し 再開した事業を軌道に乗せる後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤強化支援 ・人材確保のサポート 	<p>協力金 飲食事業者向けの協力金の支給</p> <p>事業継続の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の強化 ・国と連携した施策実施
レベル2 (警戒を強化)				
レベル2.5 (都独自)				
レベル3 (対策を強化)				
レベル4 (避けたい)				

基本的対策徹底期間における対応

令和3年11月25日
東京都

1. 基本的対策徹底期間における対応

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年12月1日（水曜日）0時から、都が「レベル1」（※）の状況にある間

※「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）による

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下のとおり対応

①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼 等

②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守を要請
（新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項）等

2. 都民向けの協力依頼

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 外出については、混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えるよう協力を依頼
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼

3. 事業者向けの協力依頼等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none">●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・年末年始の会食等の場面における感染リスク低減のため、令和3年12月1日（水）0時から令和4年1月16日（日）24時まで同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内とするよう協力を依頼・9人以上とする場合には、TOKYOワクション又は他の接種証明書等を活用することを推奨・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none">●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催する場合、規模要件に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ● 業種別ガイドラインの遵守を要請 (法第24条第9項)
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止策の実施・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
大学等 (第3号)	大学 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、以下の規模要件に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設規模 イベント類型	施設の収容定員（※2）		
	～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
大声なしの イベントの場合 （※1）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
		「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 ➡ 収容定員まで可	
大声ありの イベントの場合 （※1）	収容定員の半分まで可		

※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント

大声なしのイベント・・・上記以外のイベント

※2 収容定員が設定されていない場合

・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保

・大声なしのイベント：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保

※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ

※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- TOKYOワクション又は他の接種証明書等の活用を推奨
- 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

(4) 職場への出勤等

テレワークの推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

都道府県等においては、本事務連絡等のイベントの開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和3年11月19日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」の取りまとめ等を踏まえて基本的対処方針の全部を変更したところ、都道府県対策本部において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、イベント開催等における必要な感染防止策は別紙2、感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフローは別紙3のとおり。

本事務連絡で示すイベントの開催制限等は当面の間維持するが、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があることにも留意されたい。

記

1. イベントの開催制限

(1) 特定都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア) 基本的対処方針三(5)1)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。特定都道府県は、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベント(開催される施設等の種類を問わない。以下同様とする。)の開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

①感染防止安全計画（以下、「安全計画」という。安全計画の概要等については、令和3年11月19日付け事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について」を参照されたい。）を策定し、都道府県による確認を受けた場合

- 人数上限10,000人かつ収容率の上限を100%とする。
- さらに、別途定めるワクチン・検査パッケージ制度（以下「ワクチン・検査パッケージ制度」という。ワクチン検査パッケージ制度の趣旨等については、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日）等を参照されたい。）を適用した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。

②それ以外の場合

- 人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%（大声あり。大声ありの定義等については1.（4）ウ. を参照されたい。）又は100%（大声なし）とする。
- なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、特定都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、イベント主催者等に周知すること。

イ. 営業時間短縮等の要請

原則、要請を行うことを求めないが、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、開催時間を制限する要請を行うことも可能とする。

ウ. チケット販売の取扱い等

(ア) 緊急事態措置の公示が行われた日から、最大3日間の周知期間終了後までにチケット販売が開始された場合（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）には、周知期間終了までに販売されたものに限り、上記ア. 及びイ. は適用せず、販売したチケットを自らキャンセルする必要はないものとイベント主催者等に周知すること。

(イ)上記周知期間後に販売開始されるものは、上記ア.及びイ.を満たすこと。

エ. 公示された緊急事態措置を実施すべき期間終了後に開催予定イベントの取扱い等

公示された緊急事態措置を実施すべき期間終了後に開催予定のイベントのチケットを販売する場合は、措置期間の延長が行われる可能性があることを踏まえて、慎重を期すこと。

(2) 重点措置区域である都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア)基本的対処方針三(5)2)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。都道府県は、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベントの開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合

- 人数上限20,000人かつ収容率の上限を100%とする。
- さらに、ワクチン・検査パッケージ制度を適用した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。

②それ以外の場合

- 人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とする。
- なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、イベント主催者等に周知すること。

イ. 営業時間短縮等の要請

- 原則、要請を行うことを求めないが、地域の感染状況等を踏ま

え、都道府県知事の判断により、開催時間を制限する要請を行うことも可能とする。

ウ. チケット販売の取扱い等

- (ア) まん延防止等重点措置の公示が行われた日から、最大3日間の周知期間終了後までにチケット販売が開始された場合（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）には、周知期間終了までに販売されたものに限り、上記ア. 及びイ. は適用せず、各都道府県が定めた周知期間までに販売したチケットを自らキャンセルする必要はないものとイベント主催者等に周知すること。
- (イ) 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記ア. 及びイ. を満たすこと。

エ. 緊急事態措置が公示された場合の取扱い等

安全計画について都道府県の確認を受けた後、緊急事態措置を実施する旨の公示が行われ、当該措置期間中にイベントを開催することとなった場合は、原則、緊急事態措置の目安(10,000人)を超える入場者に対しては、ワクチン・検査パッケージ制度を適用するようイベント主催者等に促すこと。

(3) その他の都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

- (ア) 基本的対処方針三(5)3)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。都道府県は、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベントの開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合

- 人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする。

②それ以外の場合

- 人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を50%(大声あり)又は100%(大声なし)とする。
- なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、都道府県は、イベント等の開

催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、イベント主催者等に周知すること。

イ. 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が公示された場合の取扱い

- 安全計画について都道府県の確認を受けたのち、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する旨の公示が行われ、当該措置期間中にイベントを開催することとなった場合は、原則、緊急事態措置の日安(10,000人)又はまん延防止等重点措置の日安(20,000人)を超える入場者に対しては、ワクチン・検査パッケージ制度を適用するようイベント主催者等に促すこと。
- 5,000人を超えるイベントのチケット販売については、慎重を期すこと。

(4) 留意事項

ア. 感染拡大防止に必要な取組の継続等

- 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。
- なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- 飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについては、感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、引き続き、飲食専用エリア以外(例:観客席等)においては自粛を求めることとする。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- 都道府県においては、これまでの事務連絡も参照しつつ、別紙2に示すイベント開催等に必要な感染防止策等を実施するよう、事業者等への周知徹底を引き続き行うこと。また、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促し、デルタ株等の強い感染力を踏まえた業種別ガイドラインの改訂を行うことを促すこと。

イ. 法第24条第9項に基づく要請等を行う場合の留意事項について

要請等については、個々の事業者や施設管理者等を対象として行うことは差し支えないが、当該要請等は行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第1項第6号の行政指導に該当すると考えられることから、同法及び各都道府県の行政手続条例に則り、当該要請の趣旨及び内容並びに責任者を相手方に明確に示す必要があることに留意し、徹底すること。

また、個々の事業者や施設管理者等に対して要請等を行う判断の考え方や基準について合理的説明が可能であり、公正性の観点からも説明ができるものになっているかといった観点からも検討を行うこと。

ウ. 収容率の目安判断に当たっての留意事項等について

令和3年9月28日付け事務連絡等において、実際のイベントが大声での歓声、声援等が想定されるか否かについては、個別イベントの態様・実績等を踏まえながら個別具体的に判断する必要があることに留意し、イベント主催者等から提出された実績疎明資料を基に実績を確認し、収容率の目安をイベント主催者等に連絡することとしてきたところ。今後は、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例>

➤ 観客間の大声・長時間の会話

➤ スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

エ. 問題が確認されたイベント主催者等への対応等について

問題が確認されたイベント主催者等への対応については、これまでも令和3年9月28日付け事務連絡1.(3)⑥等において周知しているところであるが、イベント開催等における安全計画に係る問題発生時の対応(※)も踏まえて、各都道府県及び関係府省庁は、引き続き、次の対応を行うこと。

(※) 令和3年11月19日付け事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について」2(i)⑤等を参照。

(i) 都道府県

都道府県は、感染防止策の不徹底など問題が確認されたイベント主催者等に対して、必要に応じて、法第24条第9項等に基づき、速やかな結果報告資料の提出や、実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間、今後開催予定のイベントに関して収容率上限100%の適用を行わないこと等を当該イベント主催者等に対して個別に要請を行うこと。

(ii) 関係府省庁

関係府省庁は、専門家、業界団体と連携し、業界の感染防止策実施状況について確認し、問題発生事例を踏まえ、イベント開催時に必要な感染防止策の見直しや業種別ガイドラインの改訂等の適切なフォローアップを行うこと。

※各都道府県及び関係府省庁は、感染防止策の不徹底など問題が確認されたと判断したイベント主催者等については、相互に情報共有すること。

※当該イベント主催者等の情報については、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（以下「コロナ室」という。）を通じて定期的に各都道府県及び関係府省庁間で共有する。コロナ室への情報共有に当たっては、当該情報が各都道府県及び関係府省庁にも共有されることに留意し、各都道府県や関係各府省庁はイベント主催者等に対し事前の説明を行うこと。

オ. 各種イベント・行事の開催判断に当たっての留意事項等

関係各府省庁及び各都道府県においては、各種イベント・行事の開催判断に当たって、イベント開催時に必要な感染防止対策の徹底や開催制限の目安を踏まえた開催規模・時期の検討等に加え、例えば、部活動等における成果を発揮する場として全国大会等の開催は重要であること等、個々の行事が有する事情に鑑み、開催のあり方を個別具体的に検討する必要がある。各種イベント・行事の開催判断に際して、各部局間の調整等を適切に実施し、感染防止策の徹底を図るとともに、各行事・イベントの趣旨を踏まえつつ、開催のあり方を適切に判断すること。

仮に感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、ワクチン・検査パッケージ制度を適用せず、強い行動制限を要請することがある点に留意すること。

カ. その他留意事項等について

上記の人数上限や収容率要件の解釈については、令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。

2. 施設の使用制限等

(1) 特定都道府県

特定都道府県は、法施行令第11条第1項に規定する施設を対象に、以下の要請又は働きかけを実施すること。

なお、特定都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

ア. 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等（第45条第2項等）

（ア）飲食店（第14号）

- 特定都道府県は、基本的対処方針三（5）1）等に基づき、法第45条第2項等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く。）に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うこと。ただし、都道府県知事の判断により、第三者認証制度の適用店舗（以下「認証店」という。）において21時までの営業（酒類提供も可能）もできることとするほか、認証店において、ワクチン・検査パッケージ制度を適用した場合には、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備を提供できることとする。
- その際、休業等の要請に応じている施設と応じていない施設との公平性を保つため、要請に応じない場合には、速やかに、命令等の手続きを開始し、命令を行った店舗名については公表を積極的に行うこと。公表する際には、令和3年7月8日付け事務連絡「特措法に基づく命令違反に係る過料決定店舗公表の留意事項等について（周知）」のとおり取り扱うこと。また、命令等を行い公表する店舗については、その旨をコロナ室に報告すること。
- 特定都道府県は、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を適用した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- 以上の要請に当たっては、特定都道府県は、関係機関とも連携し、休業要請、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うものとする。
- 令和3年11月19日付け事務連絡「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その2）」等も踏まえて、特定都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めること。

（イ）遊興施設（第11号）のうち、飲食業の許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）

- 特定都道府県は、基本的対処方針三（5）1）等に基づき、酒類又

はカラオケ設備を提供する飲食業の許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）に対し、前記2.（1）ア.（ア）と同様の要請を行うこと。ただし、飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）におけるカラオケ設備の提供については、認証店であることを要件としないが、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。

（ウ）結婚式場等

- 特定都道府県は、基本的対処方針三（5）1）等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食業の許可を受けている結婚式場等に対し、前記2.（1）ア.（ア）と同様の要請を行うこと。
- なお、結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求めるものとする。

イ. 集客施設への要請等（法第24条第9項等）

（ア）特定都道府県は、基本的対処方針三（5）1）等に基づき、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第45条第2項等に基づき、人数管理、人数制限、誘導等の「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第12条に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。また、上記の要請に際しては、以下のような例示を参考に、人が密集すること等を防ぐため、「入場者の整理等」を行うよう事業者に要請するとともに、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけること。その際には、人数管理・人数制限等について、例えば以下のような方法があることに留意すること。

なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含むものである。

- 施設全体での措置
 - ✓ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
 - ✓ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う
- 売場別の措置
 - ✓ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録

等により人数管理を行う

- ✓ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
- ✓ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

(イ) 関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記施設における要請の遵守徹底、感染防止対策の徹底等に必要な措置を講じること。

(2) 重点措置区域である都道府県

基本的対処方針三(5)2)等に基づき、法施行令第11条第1項に規定する施設を対象に、都道府県知事の判断により、以下の要請又は働きかけを行うこと。

なお、各都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

ア. 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等(法第31条の6第1項等)

基本的対処方針三(5)2)等に基づき、各知事が定める期間及び区域において、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 飲食店(第14号)

- 都道府県は、措置区域において、法第31条の6第1項等に基づき、飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対する営業時間の短縮(20時までとする。)の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請するものとする。ただし、認証店に対しては、営業時間の短縮(21時までとする。)の要請を行うこととし、酒類を提供できることとする(また、都道府県知事の判断によっては、営業時間の短縮の要請を行わないことも可能とする。)
- その際、営業時間の短縮等の要請に応じている施設と応じていない施設との公平性を保つため、要請に応じない場合には、速やかに、命令等の手続きを開始し、命令を行った店舗名については公表を積極的に行うこと。公表する際には、令和3年7月8日付け事務連絡「特措法に基づく命令違反に係る過料決定店舗公表の留意事項等について(周知)」のとおり取り扱うこと。また、命令等を行い公表する店舗については、その旨を当室に報告すること。
- 都道府県は、措置区域において、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を適用した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- 以上の要請に当たっては、都道府県は、関係機関とも連携し、営業時

間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うものとする。

- 令和3年11月19日付け事務連絡「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その2）」等も踏まえて、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めること。

（イ）遊興施設（第11号）のうち、飲食業の許可を受けている飲食店

- 前記2.（2）ア.（ア）と同様の要請を行うこと。

（ウ）結婚式場等

- 基本的対処方針三（5）2）等に基づき、飲食業の許可を受けている結婚式場等に対し、前記2.（2）ア.（ア）と同様の要請を行うこと。
- なお、結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求めるものとする。

イ. ア. 以外の法施行令第11条第1項に規定する施設（特に大規模な集客施設）（法第24条第9項等）

- 都道府県は、基本的対処方針三（5）2）等に基づき、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、措置区域において、法第31条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第5条の5に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。
- 要請に際しては、法第31条の6第1項に基づく要請は、業態に属する事業を行う者に対し行うものであることに留意すること。
- なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含むものであることに留意すること（令和3年8月17日基本的対処方針の改定を踏まえて、令和3年8月5日付け事務連絡2.等については、運用を変更することに留意すること）。

（3）その他の都道府県

ア. 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等（法第24条第9項）

- 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、法第24条第9項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。この場

合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。

- 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を適用した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- 上記の要請に当たっては、都道府県は、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための見回り・実地の働きかけを進めるものとする。
- 令和3年11月19日付け事務連絡「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その2）」等も踏まえて、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めること。

3. 外出・移動

(1) 特定都道府県

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛について協力の要請を行うこと。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底すること。また、不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は、極力控えるように促すこと。この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とする。

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して、必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものとする。

(2) 重点措置である都道府県

都道府県は、措置区域において、法第31条の6第2項に基づき、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。

都道府県は、措置区域において、法第24条第9項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊

急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すこと。この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とする。

(3) その他の都道府県

都道府県は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」回避を含め基本的な感染防止策を徹底するよう促すこと。また、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すものとし、この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とする。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促すこと。発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。

都道府県は、業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。

都道府県は、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

4. その他留意事項等

- 各都道府県において、感染状況に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定し得ることに留意し、各地域の感染状況等に応じて、各都道府県が適切に判断すること。
- その際は、各都道府県における取組の内容が公表されるまで内容が一般に明らかになっていないことから、要請等の速やかな公表及び適切な周知期間の設定について特に留意されたい。
- 本事務連絡で示した取組よりも緩やかな取扱いを行う場合には、慎重に検討するとともに、仮にそのような取扱いをしようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。
- 日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるためには、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であり、政府は、都道府県と連携しながら、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間の取組を推奨する。
- 都道府県は、法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。
- 本事務連絡で示す内容について、都道府県においては、11月19日

(金)以降速やかに都道府県対策本部を開催するなどして、本事務連絡発出の3営業日(11月25日(木))以内に措置内容の必要な見直しを行うよう留意されたい。

感染状況に応じたイベント開催制限等について

		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の 区域	人数上限(注3)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれ か大きい方
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%
重点措置 地域	時短	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）
	人数上限(注3)	20,000人 （ワクチン・検査パッケージ制度の 適用により、収容定員まで追加可）	5,000人
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）
	人数上限(注3)	10,000人 （ワクチン・検査パッケージ制度の 適用により、収容定員まで追加可）	5,000人
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地など集客施設等については、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）

（注2）安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

（注3）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

（注4）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

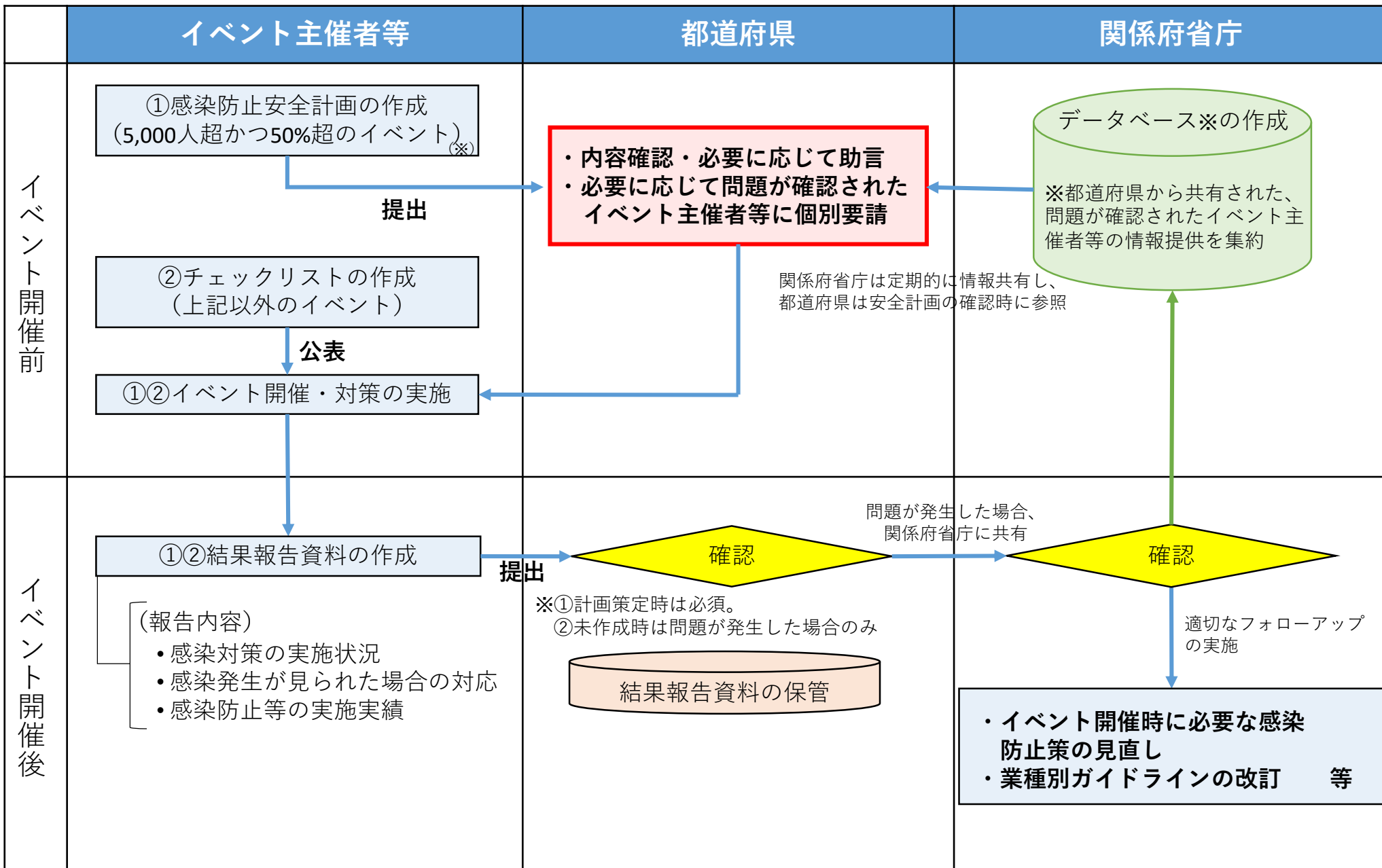
項 目	基本的な感染対策
<p>①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底</p>	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> * 大声を「観客等が、㉗通常よりも大きな声量で、㉘反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
<p>②手洗、手指・施設消毒の徹底</p>	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
<p>③換気の徹底</p>	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> * 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 * 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 * 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。

項 目	基本的な感染対策
<p>④来場者間の密集回避</p>	<p> <input type="checkbox"/>入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 <input type="checkbox"/>休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 ＊入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。 <input type="checkbox"/>大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 ＊「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2 m、最低1 m）空けること。 </p>
<p>⑤飲食の制限</p>	<p> <input type="checkbox"/>飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 <input type="checkbox"/>食事中以外のマスク着用の推奨 <input type="checkbox"/>長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 ＊発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/>自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討） </p>

項 目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する <ul style="list-style-type: none"> *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 <input type="checkbox"/>練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 <ul style="list-style-type: none"> *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 <input type="checkbox"/>出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 <ul style="list-style-type: none"> *接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 <input type="checkbox"/>入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 <ul style="list-style-type: none"> *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 <input type="checkbox"/>時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント。

令和3年11月29日

年末年始の会食等実施にあたってのお願い

日頃より、東京都の施策の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
います。

年末年始を迎えますと、忘年会、新年会、賀詞交歓会など、大人数による会食の機会が増えるかと存じます。都としては、大人数での会食による感染リスクを低減するため、飲食店等（認証店）に対して、令和3年12月1日から令和4年1月16日まで、同一グループの同一テーブルへの案内を8人以内とすることについて協力を依頼し、9人以上の場合は「TOKYOワクション」等の活用を推奨しているところです。

皆様におかれましても、年末年始の会食等実施にあたっては、こうした趣旨を踏まえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

具体的には、着席の形式で開催する場合には、同一グループの同一テーブルへの案内を8人以内とするよう、ご協力をお願いいたします。9人以上とする場合は「TOKYOワクション」等の活用を推奨いたします。

立食の形式で開催する場合は、人と人との間隔を十分に確保するほか、飲食時以外のマスク着用担保、飲食の時間をできる限り短縮する等の対策にご協力をお願いいたします。また、できる限り「TOKYOワクション」等の活用をお願いいたします。

なお、開催にあたっては、飲食に関する業種別ガイドラインや、飲食店等の認証基準、イベント開催等における必要な感染防止策等もご参照ください。

皆様におかれましては、貴組織傘下の組合、団体など、関係各所への周知につきましても、併せてお願い申し上げます。

① 外食業の事業継続のためのガイドライン

http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguideline_211108kai.pdf

② 「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクト認証基準

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/01/013/511/2.pdf

③ イベント開催等における必要な感染防止策（2ページ⑤参照）

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/01/020/626/20211125/20211125_1.pdf

④ 「TOKYOワクション」公式サイト

<https://tokyo-vaction.jp/>

年末年始（12/1～1/16）における対応

大人数での会食を行う場合は
TOKYOワクションアプリの活用を推奨します

年末年始（12/1～1/16）におけるご協力をお願い

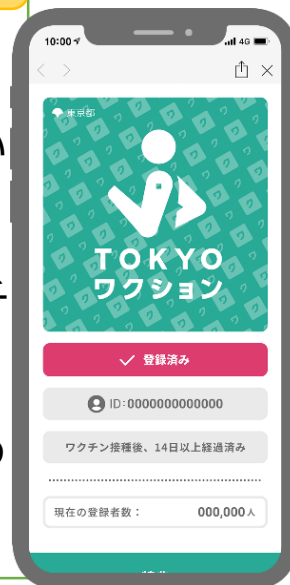
年末年始の会食等の場面における感染リスク低減のため、令和3年12月1日から令和4年1月16日まで、同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内とするようお願いいたします。

同一グループの同一テーブルへの入店案内を9人以上とする場合には、8人を超えた人数分につき、TOKYOワクションアプリ又は他の接種証明書等を活用することを推奨いたします。

TOKYOワクションアプリの活用方法

「TOKYOワクションアプリ」とは、スマートフォンアプリを活用し、ワクチン接種記録の登録を行っていただいた方に、特典の提供等を行う東京都のキャンペーンです。

お客様にアプリ画面を提示していただくことで、ワクチン接種が確認できます。「TOKYOワクションアプリ」以外の接種証明書や接種記録書、PCR検査や抗原定性検査の結果が分かる書類等による確認でも結構です。



○12/1からの対応の詳細はこちら

<URL>

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1020629.html>

○TOKYOワクションアプリについてはこちら

<URL>

<https://tokyo-vaction.jp/>



東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進キャンペーン

【参考】

飲食店向け
東京都資料



TOKYOワクション

安心、うれしい。ワクチンでアクション。

ワクチンを接種してTOKYOワクションアプリをご利用ください。

登録して特典を受けよう！

TOKYOワクションアプリに登録すると、さまざまな特典が受けられる！



レジャー

ショッピング

グルメ・お酒

おしゃれ・ファッション

暮らし・生活

旅行・観光

都庁特典

その他

LINE

賛同して友だち追加

TOKYOワクションLINE公式アカウントを友だち登録後、TOKYOワクションアプリの登録が可能となります。

※事前にLINEのインストールとアカウント登録が必要です。

「登録済み」の画面をお店で提示してください

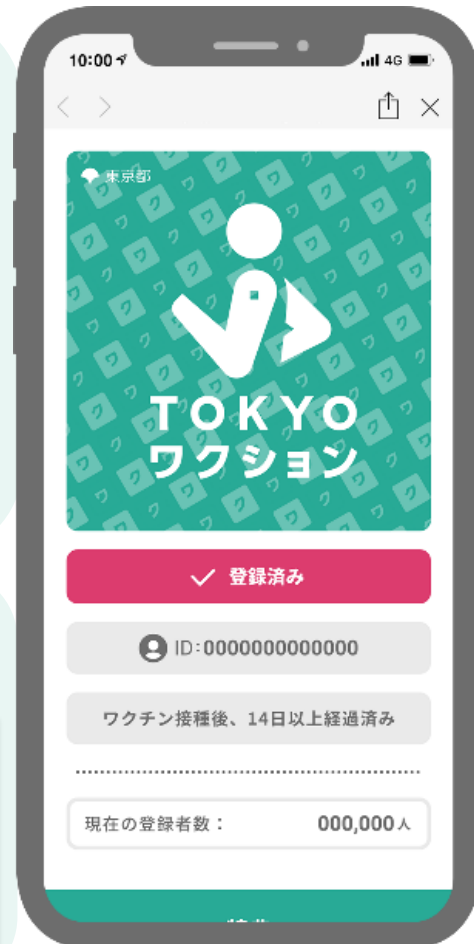
「登録済み」の画面を協賛企業等のお店で提示することで、様々な特典（例：割引、一品サービス等）を受けることができます。

※ 特典を提供するお店や施設には、ステッカーを掲示します。



「感染防止徹底点検済証」の交付を受けたお店での活用

東京都では、「感染防止徹底点検済証」を掲示している飲食店等において、大人数で同一テーブルを使用する場合には、感染リスク低減のため、「TOKYOワクションアプリ」又は他の接種証明書、検査証明書等を活用することを飲食店等に推奨しています。



【TOKYOワクション公式サイト】

URL <https://tokyo-vaction.jp>



TOKYOワクション
安心、うれしい。ワクチンでアクション。

